

1. 会合名	投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ (第10回)
2. 日時	平成26年7月25日(金)10時00分～11時00分
3. 議案	1. 外国投信の運用規制及び運用報告書に係る照会に対する各社からの御回答等について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. 外国投信の運用規制及び運用報告書に係る照会に対する各社からの御回答等について</p> <p>事務局より、外国投信の運用規制及び運用報告書に係る照会に対する各社からの主な御意見と今後の対応方針案等について、資料1-1、1-2及び別紙1-1から1-3に基づき説明が行われた。</p> <p>① デリバティブ取引規制の経過措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デリバティブ取引規制の導入に当たっては、経過措置を設けて頂きたいとの御意見を多く頂戴した。国内投信に関しては経過措置が認められていないことから、外国投信について当局に猶予措置を認めていただくためには、定性的ではなく定量的な理由が必要になると考える。事務手続きが間に合わないとの理由では不十分であり、より具体的な理由が必要になると思う。経過措置について、一定の猶予を設けていただけるよう要請したいが、案2(規則施行日以降に最初に迎える決算期末に係る有価証券報告書が提出される外国投信から日本国内における開示対応を始める取扱いを当局に要請する。)の方が当局に認めていただける余地があるのではないかと。(主査) ・ 事務局としては、案1(既存ファンドの適用開始を一定期間猶予する取扱いを当局に要請する。)が皆様のご希望に沿うと考えているが、少しでも説得力のある方法はないかということで、事務局で考えたのが案2である。(事務局) <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1-2の選別基準への適合状況確認日程のイメージ図のうち、【最初に迎える決算期末に係る有報提出日から適用するイメージ】に関して、例えば、決算が11月30日のファンドの場合、2015年11月30日がファンド決算期末となり、有報提出日は、半年後の2016年5月31日となるが、そのようなケースが、

最も猶予期間が長いファンドになるとの理解で良いか。(委員等)

⇒経過措置については、まだ当局との間で具体的な交渉を行っている訳ではないことから、断定的なことは言えないが、対応案の一つとして、規則施行後、最初に迎える決算期末に係る有報提出日から適用することを考えている。

その場合、御質問のとおり、最も長いケースでは1年半の猶予期間となるが、このような対応を認めていただくことを当局に要請したいと考えている。(事務局)

・ファンドの数と代理人の業務量を勘案すると、2014年12月までに運用規制に対応することは、現実的に難しいのではないか。経過措置により半年間、運用規制の適用を伸ばしたとしても対応できるのか疑問である。(委員等)

⇒12月までにすべての準備を行うのは、現実的に難しいことを具体的な理由をもって説明すれば、当局にも御理解いただけると考えている。また、有価証券報告書の提出のタイミングにあわせた対応であれば、交渉しやすいのではないかと考えている。

猶予期間を設けて頂きたいとの御意見が多いが、どの程度の猶予期間が必要であるのか、また、どの程度のファンドが影響を受けるのかについて、事務局において把握できていない。12月までに対応が間に合わないファンドがあれば具体的に教えていただきたい。

5月末時点で国内のみで保有されている外国投信は832本あるが、それに関しては運用規制に対応して頂くしかないと考えている。一方で、海外でも保有されている外国投信のうち、国内での保有比率が3分の1未満のものは103本ある。さらにその中で国内の保有額が1億円以上のファンドは52本ある。

より具体的な理由がないと経過措置を認めていただけないのではないか。投資家に不利益となる事項があれば交渉しやすいが、単に販売できなくなるとの理由のみでは難しいと考えている。一律的な猶予期間が必要ということであれば、具体的な御意見をお寄せ頂けると事務局としても非常に助かる。(事務局)

・仮に、外国投信を販売できなくなった時に、どのような影響が

あるのかについても、具体的な御意見を頂きたい。(主査)

② 選別基準適合状況の確認方法について

(本件については、特に意見はなかった。)

③ 諸外国における選別基準の準用について

- ・ 諸外国における選別基準の準用については、「国内投信に係る諸規制と同程度」との表現を用いるのか、それとも個別の規制を挙げるのか、どちらの事務手続きが楽かという点がある。国内の選別基準を充足するものとして包括的に捉えることはよいが、選別基準に適合することを証明することは難しいかもしれない。法律事務所から国内投信の諸規制と同等とみなせる外国投信のデータを御提供いただき、個別に交渉した方が動きやすいのではないかと理由から、各国の規制ごとに国内選別基準を充足することを確認すべきとの対応案を提示させていただいた。(事務局)

(主な意見等)

- ・ 「国内投信に係る諸規制と同程度の規制に服し、かつ当該国の監督当局等により適正な監督が行われているもの」と記載した後、「現時点ではどのファンドが該当する」という書き方になるのか。(主査)

⇒ 「例えば」と書くのか、「現地ではこのファンドが選別基準を満たしている」と断定するのかについては、考慮の余地がある。普通に考えると「例えば」と書く方がよいのではないか。「例えば」と書かないと、それしか認められないということになる。(事務局)

- ・ 外国投信の設定国が限定されていることから、全部把握できるのではないか。代理人等と相談して、可能な範囲で限定列挙できるのであるならば、そのような対応をお願いしたい。難しいようであれば、それは含めない方針で進めていきたいと思う。(主査)

2. その他

資料2に基づき、今後の検討スケジュールについて、事務局より説明が行われた。

	以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	公社債・金融商品部（03-3667-8514）